

下水道事業の経営状況等と下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性について

1	審議会（第1回）の概要について	1
2	審議会のスケジュール等について	2
3	地方公営企業の概要	3
4	下水道事業の経営状況と課題	6
5	下水道使用料の適正化及び受益者負担 の公平性についての方針	14

1 審議会(第1回)の概要について

1 北本市公共下水道の現状

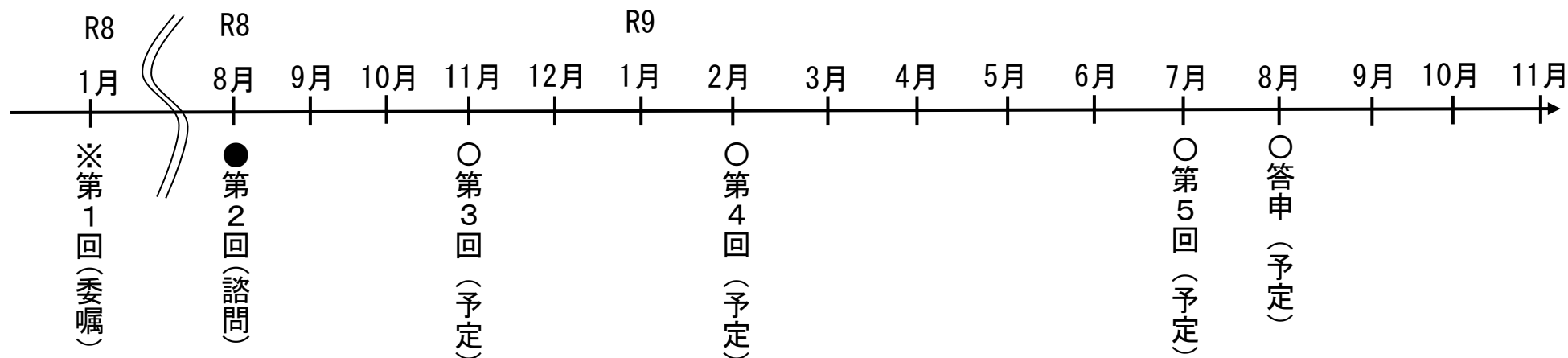
- 「公共下水道（分流式）」であり、埼玉県の「流域下水道」に接続
- 昭和49年から下水道事業を開始し、令和6年度末現在、事業計画認可面積（723.9ha）に対する整備済面積（632.7ha）は87.4%
- 供用開始から44年経過し、下水道施設の老朽化により維持管理費や更新費用が増加
- 2ヶ月40m³の使用料（税込10%）は4,576円 → 荒川左岸北部流域下水道管内では最も低い水準
- 15年ぶりの使用料改定を令和6年6月に実施したが、電気料金の高騰や物価上昇等により、埼玉県が運営する污水处理場での污水处理水量に応じて支払う流域下水道維持管理負担金の単価が、令和6年度に21.1%の増額改定となったことなどから、当座の目標としていた経費回収率80%に満たない現状
- 令和2年2月18日の審議会答申書において、この使用料改定は、「下水道事業の経営の健全化を満足させるものではない」との記載 → さらなる健全化に向けた取組を推進するために、令和8年1月に今回の審議会が発足

2 下水道事業を取り巻く環境の変化（国からの要請と北本市の対応）

- 経営戦略の改定の推進 → 昨今の物価上昇等の社会経済情勢の変化を踏まえて、令和8年2月に経営戦略改定
- 公営企業の抜本的な改革等の推進 → 流域下水道への接続、中継ポンプ場管理の民間委託、固定資産台帳システム・下水道台帳システムの活用
- 公営企業の「見える化」の推進 → 平成29年度から公営企業会計を導入

2 審議会のスケジュール等について

(1) スケジュール (予定)



(2) 議題・審議内容等 (予定)

	開催日	議 題	審議内容
第 2 回	R8年8月19日	下水道事業の経営状況等と下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性について	経営状況や課題を整理し、下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性について審議
第 3 回	R8年11月頃	下水道使用料の改定案等について	第 2 回の審議内容を踏まえ、具体的な下水道使用料体系の改定案等を審議
第 4 回	R9年2月頃	下水道使用料の改定案等について	第 3 回の審議内容を踏まえ、引き続き、具体的な下水道使用料体系の改定案等を審議
第 5 回	R9年7月頃	下水道使用料の改定等についての答申案について	第 4 回の審議内容を踏まえ、改定案等の修正と答申案を審議

3 地方公営企業の概要

3-1 地方公営企業について

(1) 公共下水道事業経営の基本的な考え方

○公共下水道事業は、地方財政法上の「公営企業」（地方財政法施行令第46条）

○地方財政法上の原則

☞ 特別会計の設置と適正な経費負担区分（雨水公費・汚水私費）を前提とした**独立採算制**



雨水に係る経費は市税等（一般会計の負担）で、
汚水に係る経費は下水道使用料（使用者の負担）で賄う

(2) 地方公営企業について

○地方財政法に定める公営企業のうち、地方公営企業法第2条の適用を受ける公営企業

○経営の基本原則は、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」と規定（地方公営企業法第3条）

○地方公営企業におけるサービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことが原則（**独立採算制**）

3 地方公営企業の概要

地方財政法第6条抜粋

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、**その経費は**、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、**当該企業の経営に伴う収入**(第五条の規定による地方債による収入を含む。)**をもつてこれに充てなければならない**。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

地方財政法施行令第46条抜粋

(公営企業)

第四十六条 法第六条の**政令で定める公営企業**は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業 二 工業用水道事業 三 交通事業 四 電気事業 五 ガス事業 六 簡易水道事業 七 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
- 八 病院事業 九 市場事業 十 と畜場事業 十一 観光施設事業 十二 宅地造成事業 **十三 公共下水道事業**

地方公営企業法第2条抜粋

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く) 二 工業用水道事業 三 軌道事業 四 自動車運送事業 五 鉄道事業 六 電気事業 七 ガス事業
- 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- 3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、**条例**(カッコ内省略) **で定めるところにより**、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は**一部を適用**することができる。

地方公営企業法第17条の2抜粋

(経費の負担の原則)

第十七条の二 略

- 2 地方公営企業の特別会計においては、**その経費は**、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、**当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない**。

3 地方公営企業の概要

3-2 公営企業会計について

○企業会計方式と官公庁会計方式との主な相違

- ・官公庁会計方式は現金主義会計、単式簿記を採用しているのに対し、企業会計方式では発生主義会計、複式簿記を採用している。

- ・単式簿記・・・現金の変動という一面のみを記録するもの。
- ・複式簿記・・・経済活動の二つの側面に着目してすべての経済価値の変動を記録するもの。財務諸表の作成が義務付けられ、**経営状況が見えるようになる。**

<財務諸表>

①損益計算書（P／L）

※経営成績

収益
費用
損益

②貸借対照表（B／S）

※財政状態

資産	負債
	資本
	損益

③キャッシュ・フロー計算書（C／F）

※現金の増減の情報

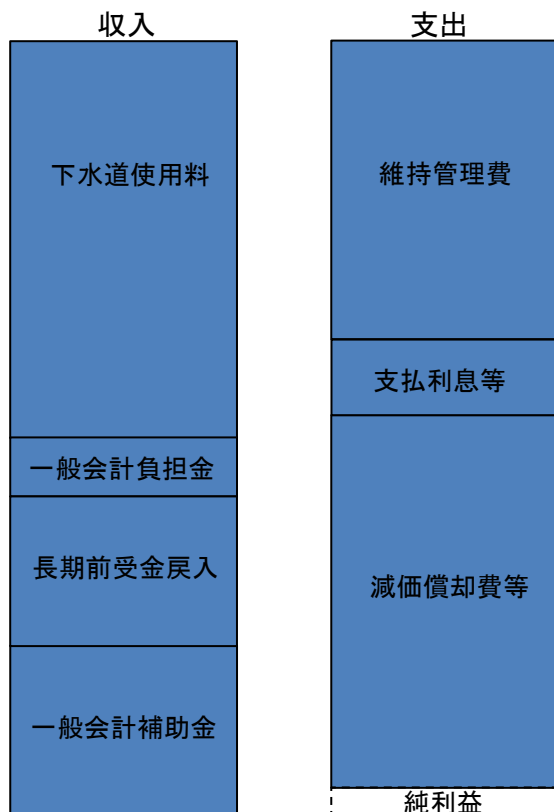
4 下水道事業の経営状況と課題

4-1 下水道事業会計の仕組み

※企業会計では①収益的収入及び支出と②資本的収入及び支出を区分

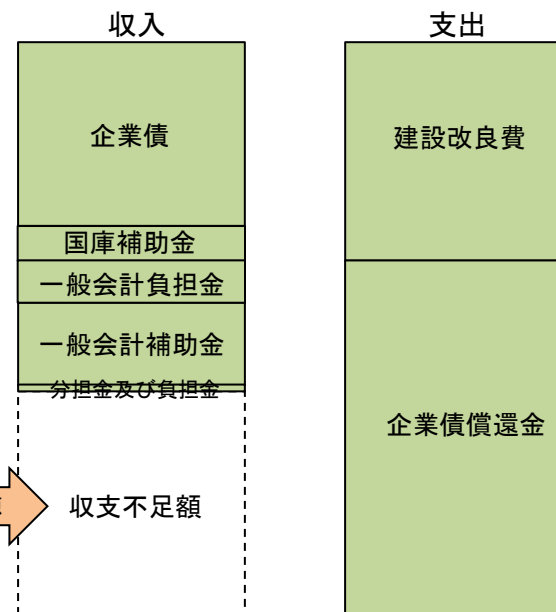
①収益的収入及び支出

経営本体の事業。下水道施設を維持管理する経費。下水道使用料が主な収入。



②資本的収入及び支出

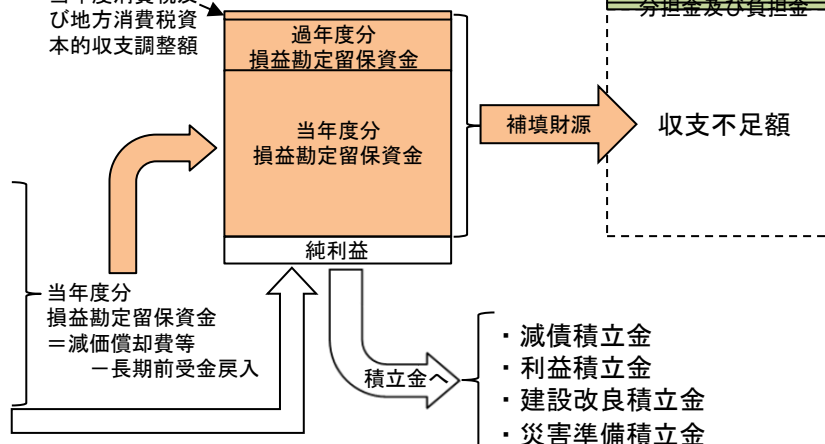
下水道施設の新設、改良するための経費。企業債、国庫補助金等が主な収入。



内部留保資金

減価償却費など実際にお金の支出がない費用計上によって生じた資金や収益的収入及び支出における利益。

当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額

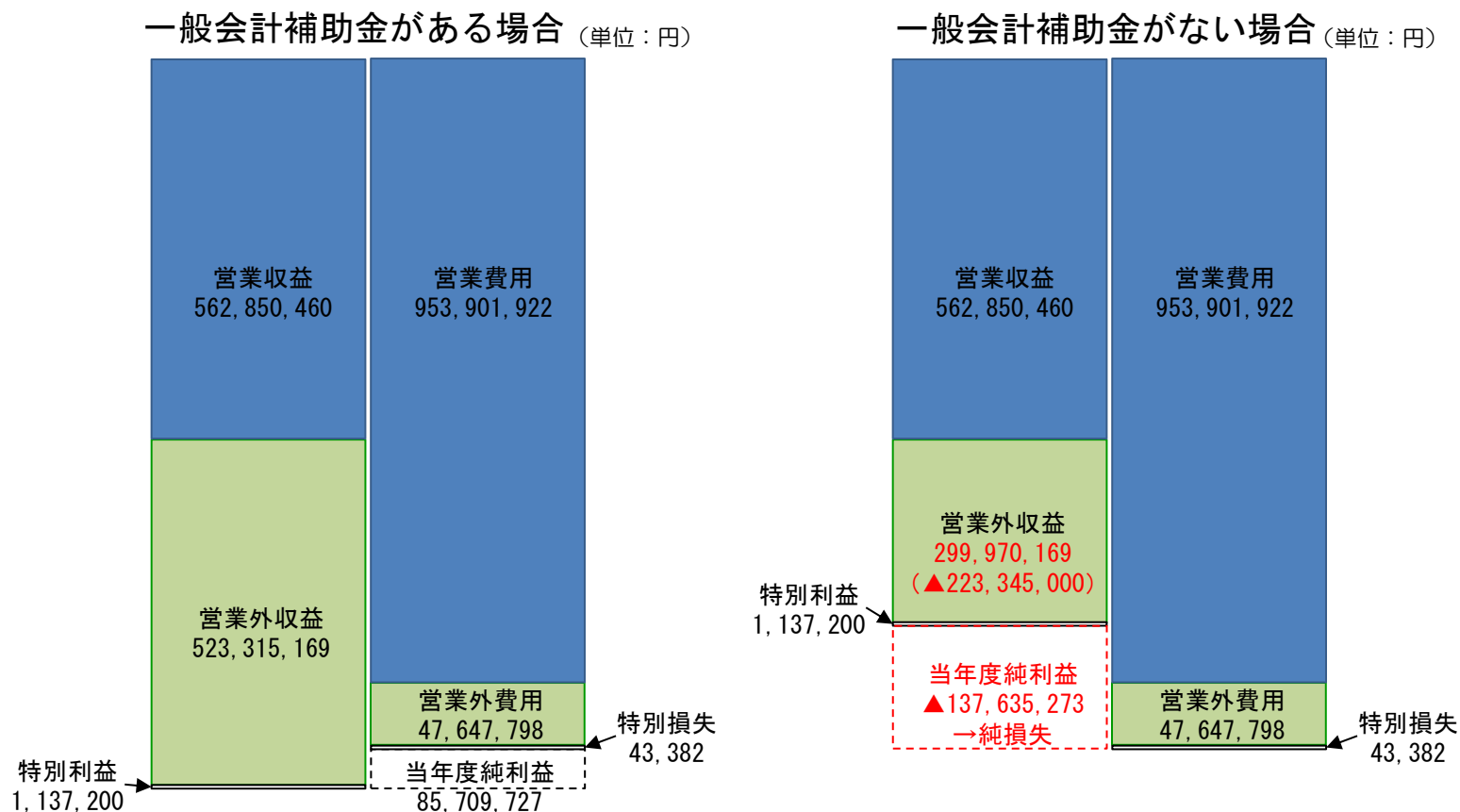


4 下水道事業の経営状況と課題

4-2 下水道事業の経営成績

○R6年度の純利益は約8,571万円であるが、一般会計補助金がないと約1億3,764万円の純損失となる。

○現在の経営は一般会計補助金の補填で成り立っており、独立採算による事業運営となっていない。

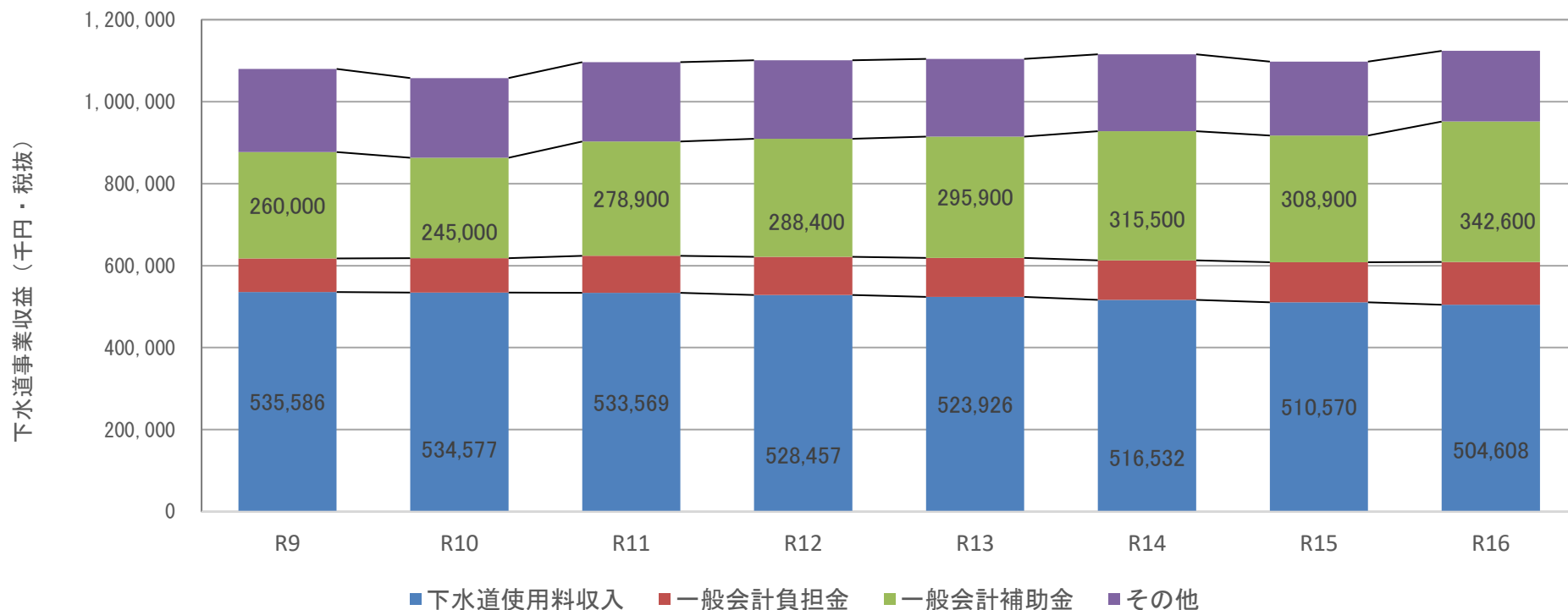


4 下水道事業の経営状況と課題

4-3 下水道事業の経営課題

(1) 収益の課題

○人口減少や節水意識の高まり、節水型の機器の普及により、有収水量の減少による下水道使用料収入の減少が見込まれる。



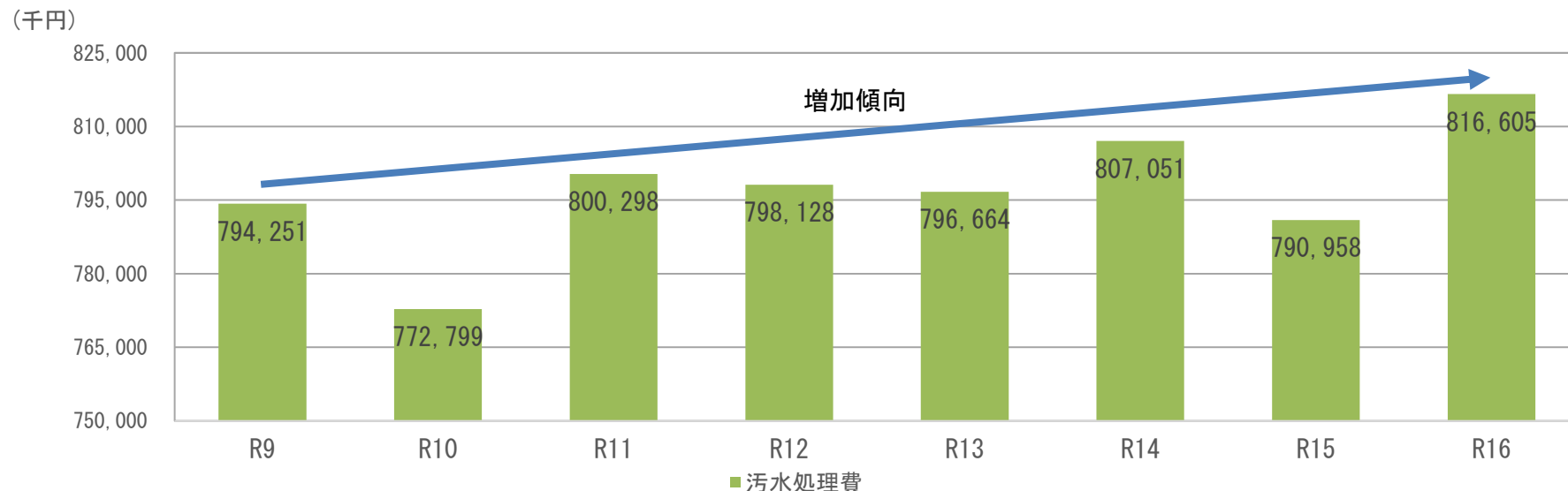
【北本市公共下水道事業経営戦略（令和8年2月改定）の収支計画の数値より】

4 下水道事業の経営状況と課題

(2) 費用の課題

- 下水道施設の老朽化により維持管理費が今後も増加傾向。
- 支出金額の大きいものとして、埼玉県が運営する污水处理場での污水处理水量に応じて支払う流域下水道維持管理負担金の単価上昇、桶川北本水道企業団への下水道使用料徴収事務経費負担金の単価上昇及び企業債の支払利息の増加が挙げられる。

污水处理費(税抜)の将来推計



【北本市公共下水道事業経営戦略（令和8年2月改定）の収支計画作成基礎資料より】

4 下水道事業の経営状況と課題

(2) 費用の課題

①埼玉県が運営する汚水処理場での汚水処理水量に応じて支払う流域下水道維持管理負担金の単価上昇

→ 令和11年度改定の場合、現行の46円/㎡から+36円/㎡（78.3%）の82円/㎡となる試算結果が令和8年7月に埼玉県より示された。

令和6年度決算をベースとして算出した北本市の試算

	R6決算ベース
①負担金対象実績水量（㎡）	7,328,289
②実績負担金（円）※単価46円	337,101,294
③試算負担金（円）※単価82円	600,919,698
④増加幅③－②（円）	263,818,404
増加率（%）	78.3
A.純利益実績（円）	85,709,727
B.繰越利益剰余金（円）	12,000,000
⑤A+B（円）	97,709,727
試算純損失⑤－④（円）	▲ 166,108,677

4 下水道事業の経営状況と課題

(2) 費用の課題

②桶川北本水道企業団への下水道使用料徴収事務経費負担金の単価上昇

→検針費用等の増加により、上昇傾向

実績単価（税抜）は、R7年度250円に対して、R8年度は314円（+25.6%）

R8年度の負担金予算額は、5,288万9,000円（対前年度比+943万6,000円）

③企業債の支払利息の増加

→日本銀行による政策金利の引き上げにより、企業債の借入れ利率が上昇

地方公共団体金融機構から元金均等返済（据置なし）・期間30年で借り入れた実績利率

R3:0.7% R4:1.2% R5:1.4% R6:2.0% R7:2.9%

※現時点で、R8年7月28日以降の借入れ利率は3.4%

4 下水道事業の経営状況と課題

(3) 受益者負担の公平性の課題

①現在の下水道使用料収入だけでは下水道サービスにかかる費用を賄えず、その不足分を、下水道を使用していない人を含む市民が納める市税等を財源とした一般会計補助金で補てんしている状況

→下水道を使用していない市民が納める市税等を、下水道サービスにかかる費用に充てることは、受益者負担の公平性の観点から望ましいものではない。

②生活保護法の生活扶助による下水道使用料減免制度

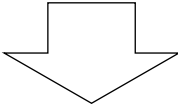
→生活保護法による生活扶助を受けている場合に、「北本市公共下水道使用料条例施行規則」に基づき減免を行っているが、以下のような問題点がある。

1. 生活扶助受給者に支給されている保護費に下水道使用料相当分が含まれており、下水道使用料を減免することにより実質的な二重給付の状態となっている。
2. 独立採算制である地方公営企業では、受益者負担の原則による運営が求められており、使用者は使用水量に応じて使用料を負担すべきである中で、生活扶助受給者の減免分を、下水道を使用していない市民が納める市税等で補うことは、受益者負担の公平性の観点から望ましいものではない。

4 下水道事業の経営状況と課題

(4) 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性について

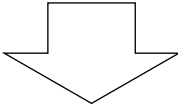
収益・費用の課題



下水道使用料の適正化についての方向性

下水道事業の経営の健全化、持続可能な事業の継続のため、経費削減の努力を引き続き行うとともに、適正な事業経営のための安定した収入源として、下水道使用料の引き上げが必要である。

受益者負担の公平性の課題



受益者負担の公平性についての方向性

受益者負担の公平性を図るため、一般会計補助金の削減を目指すとともに、生活保護法の生活扶助による下水道使用料減免制度の見直しが必要である。

5 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性についての方針

5-1 下水道使用料の適正化について

(1) 原価について

- 地方公営企業の料金は、公正妥当なもの、適正な原価を基礎とする（地方公営企業法第21条）。
- 使用料とは、下水道事業の管理運営に係る経費のうち、私費で負担すべき経費を回収するために使用者から徴収するものであり、その徴収根拠及び設定の原則は、下水道法第20条に以下のように規定されている。

下水道法第20条抜粋

（使用料）

第二十条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。

二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。

三 定率又は定額をもって明確に定められていること。

四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

- ・下水道法第20条が以下のように改正されることが令和8年7月に決まった（施行は公布日から6月以内）。
- ・使用料を、「将来の改築のための財源でもあること」を明確化。
- ・使用料を定めるに当たって必要な技術的細目は、今後、国土交通省において策定されることが明文化。

二 能率的な管理の下における適正な原価に、改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加えたものをこえないものであること。

3 前項各号の原則によって使用料を定めるに当たって必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。

5 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性についての方針

(1) 原価について

○下水道事業の原価は、固定費と変動費に区分される。

原価の区分

原 価	固 定 費	人件費
		修繕費
		材料費
		支払利息
		減価償却費
		その他 (システム使用料等)
	変 動 費	動力費
		流域下水道 維持管理負担金
		下水道使用料徴収 事務経費負担金

固定費

下水道使用水量及び使用者数の多寡に係りなく固定的に必要とされる費用

変動費

下水道使用水量及び使用者数の多寡に応じて変動する経費

5 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性についての方針

(2) 使用料対象経費と使用料算定期間

- 下水道使用料算定の基礎となる使用料対象経費は、下水道使用料で賄うべき経費であり、原価から一般会計負担金※1・長期前受金戻入(補助金分)※2の財源を控除した額とする。
- 使用料算定期間は、4年に1度の見直しにより令和10年度～令和13年度とする。
- 今後、流域下水道維持管理負担金の単価改定の動向や下水道法改正による影響等を整理する必要があるため、次回の審議会において、令和10年度～令和13年度を算定期間とする使用料対象経費及び必要な使用料改定率を提示する予定。
- 参考として、次ページ以降において、令和8年2月に改定した経営戦略に記載の原価計算表に基づいて使用料を改定した場合の、使用料改定率等について示す。

※1 一般会計負担金

地方公営企業繰出金の考え方に基づいた一般会計からの繰入金で、不明水処理に要する経費等。

※2 長期前受金戻入(補助金分)

減価償却が取得経費の使用期間全体に費用を割り振る一方、その財源を収益として割り振ること。あくまでも帳簿上の処理で、収益上、実際の現金収入はない。

5 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性についての方針

項 目	収 入 の 部			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
使 用 料 (X)	千円 541,217	千円 536,693	千円	千円 536,693
受 託 工 事 収 益				
そ の 他				
合 計	541,217	536,693	0	A 536,693

項 目	支 出 の 部			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額 (A)	公費負担分 (B)	使用料対象収支 (A) - (B)
管渠費	人件費	千円 3,232	千円 4,642	千円 4,642
	給 料			
	諸 手 当	2,124	3,274	3,274
	福 利 費	1,015	1,461	1,461
	修繕費	9,817	29,571	8,502
	材 料 費	1,410	1,565	834
	路面復旧費			
	委託料	15,257	16,979	12,478
	その他の	577	784	97
	小 計	33,432	58,276	21,911
ポンプ場費	人件費			
	給 料			
	諸 手 当			
	福 利 費			
	動力費	1,285	2,600	
	修繕費	900	2,542	
	材 料 費			
	薬品費			
	委託料	4,596	5,369	
	その他の	57		
	小 計	6,838	10,511	0
一般管理費	人件費	8,585	16,685	2,131
	給 料			
	諸 手 当	7,244	11,545	1,554
	福 利 費	3,379	5,668	639
	流域下水道管理運営費負担金	265,897	322,821	42,195
	委託料	4,116	9,125	
	その他の	50,357	50,311	2,296
	小 計	339,578	416,155	48,815
資本費	支払利息	33,268	47,131	6,340
	減価償却費	307,029	499,248	190,378
	企業債取扱諸費等	20	215	
	小 計	340,317	546,594	196,718
合 計 (Y)	720,165	1,031,536	267,444	B 764,092

(2) 使用料対象経費と使用料算定期間

○令和8年2月に改定した経営戦略に記載の原価計算表は、使用料算定期間を令和7年度から10年度と仮定して作成したもの。

○使用料収入5億3,669万3,000円(A)
使用料対象経費7億6,409万2,000円(B)
乖離額2億2,739万9,000円(B-A)

○乖離額 ÷ A × 100 = 42.37%

→原価計算表に基づいて使用料を改定した場合の使用料改定率(参考)

資料：北本市公共下水道事業経営戦略(令和8年2月改定)

原価計算表抜粋

5 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性についての方針

(3) 原価計算表に基づいて使用料を改定した場合の使用料金額の試算

○一般的な家庭における下水道使用料（2ヶ月40m³ 税込）

現行：4,576円 → 改定後：6,494円（+1,918円）

○市民生活への影響を考慮して、実際の使用料改定率を検討していく必要がある。

一般的な家庭における下水道使用料（2ヶ月40m³ 税込）

北本市 (R6. 6. 1～)	熊谷市 (R5. 4. 1～)	桶川市 (R6. 4. 1～)	行田市 (R7. 3. 1～)	鴻巣市
4,576円	5,170円	5,456円	4,884円	4,620円

※カッコ書きは、直近の下水道使用料改定時期

一般的な家庭における水道料金（2ヶ月40m³ 口径20mm 税込）

北本市 【桶川北本水道企業団】	熊谷市 (R2. 4. 1～)	桶川市 【桶川北本水道企業団】	行田市	鴻巣市 (R8. 4. 1～)
6,578円	6,402円	6,578円	6,358円	7,524円

※カッコ書きは、直近の水道料金改定時期

一般的な家庭における上水道料金・下水道使用料合計（2ヶ月40m³ 税込）

北本市	熊谷市	桶川市	行田市	鴻巣市
11,154円	11,572円	12,034円	11,242円	12,144円

5 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性についての方針

(4) 下水道使用料の適正化についての方針

- 今後、流域下水道維持管理負担金の単価改定の動向や下水道法改正による影響等を整理し、次回の審議会において、令和10年度～令和13年度を算定期間とする使用料対象経費及び必要な使用料改定率を提示する。
- 市民生活への影響を考慮しながら、使用料対象経費をどの程度回収するかについて、具体的に議論するために、次回の審議会において、使用料改定率及び経費回収率並びに一般的な家庭における使用料を、いくつかのパターンに分けて提示する。
- 変化していく社会経済情勢を踏まえながら、4年に1度のスケジュールで使用料見直しの検討を行う。
- 参考として、令和8年2月に改定した経営戦略に記載されている「経費回収率の向上に向けたロードマップ」は以下のとおりです。

区 分	年 度	経費回収率
現状値	令和6年度	75.15%
中間年度目標値	令和11年度	90%
最終年度目標値	令和16年度	100%

資料：北本市公共下水道事業経営戦略（令和8年2月改定）抜粋

5 下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性についての方針

5-2 受益者負担の公平性についての方針

①下水道を使用していない市民が納める市税等を、下水道サービスにかかる費用に充てることは、受益者負担の公平性の観点から望ましいものではない。

→下水道使用料を引き上げることで、下水道を使用していない市民が納める市税等が含まれる一般会計補助金を削減する。

②生活保護法の生活扶助による下水道使用料減免制度は、生活扶助受給者に支給されている保護費に下水道使用料相当分が含まれており、使用料を減免することにより実質的な二重給付の状態となっているとともに、その生活扶助受給者の減免分を、下水道を使用していない市民が納める市税等で補っていることから、受益者負担の公平性の観点において望ましいものではない。

→新規の生活扶助受給者に対する減免措置は停止し、過去に使用料の減免決定を行った生活扶助受給者に対する減免措置は継続とする。